



受動喫煙防止条例骨子案（たたき台）について

健康福祉部
がん・生活習慣病対策課

1 本県の状況

がんは本県において、昭和57年以降死因の第一位で、がんによる75歳未満年齢調整死亡率は平成16年からは男性、男女計が全国最下位となっているほか、心疾患及び脳血管疾患などの生活習慣病による死亡率が高い状況となっている。

その要因の1つとして、受動喫煙による健康リスクがあげられるが、この受動喫煙によってリスクが高まる疾患には肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群などがあり、**本県のがん及び生活習慣病による死亡率を減少させるためには、受動喫煙が健康に及ぼす影響を啓発する取組を行うほか、受動喫煙防止対策を推進していくことが必要である。**

2 対策の方向性

- 1 県、市町村、事業者並びに県民が、受動喫煙が健康に及ぼす影響に関して正しい知識を共有し、相互に連携し受動喫煙防止に係る取組を推進していく。
- 2 受動喫煙による健康影響を受けやすい子どもを受動喫煙にさらさない環境づくりを推進していく。
- 3 受動喫煙をなくし、だれもが快適に過ごせる青森県をめざす。

3 受動喫煙防止に係る条例の骨子案（たたき台）

骨子案主眼点（罰則規定は盛り込まない。）

- 1 県全体で、受動喫煙による健康影響を防止するため、「**受動喫煙ゼロ**」の環境整備を推進する。
- 2 受動喫煙による健康影響を受けやすく、自分の意思でその受動喫煙を避けることのできない子どもに対し、**受動喫煙にさらされない環境整備を推進する。**
- 3 妊婦、健康上の配慮が必要な者に対しても、公園などの公共的な場所において、**受動喫煙にさらされることがない環境整備を推進する。**

3 受動喫煙防止に係る条例の骨子案（たたき台）

区分	青森県	参考 (健康増進法)
責務	県・市町村、県民、事業者、こどもの保護者	国・地方公共団体
受動喫煙の定義	・人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。	同左
加熱式たばこ	・喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を定められないよう努めるものとする。	喫煙室（飲食等も可）内での喫煙可
第1種施設		
幼稚園、小・中・高校	特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならないこと。	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所（=特定屋外喫煙場所）設置可
保育所、児童福祉施設		
病院、老人保健施設		
行政機関		
第2種施設		
老人福祉施等社会福祉施設	喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を定められないよう努めなければならないこと。	屋内禁煙（喫煙専用室（喫煙のみ、飲食不可※） ※加熱式タバコ専用の喫煙室では飲食可
旅館、ホテル		
事務所（会社）、工場、飲食店（喫煙を主目的としたバー、スナックを除く。）		
飲食店（同上） ※既存特定飲食提供施設	喫煙可能室を定める場合であっても、望まない受動喫煙の防止に自主的に取り組むよう努めるものとする。	原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）

区分	青森県	参考 (健康増進法)
子ども・妊婦を受動喫煙から守る規定	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての子ども、妊婦その他の健康上の配慮が必要な者に対し、通学路や公園等公共的な場所において受動喫煙を生じさせることのないよう努めるものとする。 ・保護者は、いかなる場所においても、その監護する者に対し、受動喫煙を生じさせることのないよう努めるとともに、喫煙をする場所に立ち入らせないよう努めるものとする。 ・20歳未満の者及び妊婦が同乗している自動車内において喫煙してはならないこと。 	<p>20歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室に立ち入らせてはならないこと。</p>